

ひとりでなやんでいませんか？

DVは重大な人権侵害です。

日本では、ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者やそれに相当する者から受ける暴力のことを言います。暴力は、殴る、けるなどの身体的暴力だけでなく、脅す、生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性的暴力なども含まれます。

日本にはこうしたDV被害者を守るための法律があり、国籍や在留資格を問わず、日本にいるすべての外国人にも適用され、さまざまな支援が受けられます。ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

発行：愛知県男女共同参画推進課

離婚や別居をすると在留資格はどうなる？

●在留資格取消の対象となる日本人や永住者の配偶者としての活動を6月以上行わずに在留することや住居地の未届出等の場合、DVによる正当な理由がある場合は、在留資格は取り消されません。

●別居・離婚後も引き続き在留を希望する場合の在留資格については、下記に相談してください。

■外国人在留総合インフォメーションセンター TEL 0570-013904

平日 8:30～17:15 日本語を含む17言語対応

■名古屋出入国在留管理局 TEL0570-052259(ナビダイヤル)

平日 9:00～17:45 日本語のみ

※部署番号はHP等でご確認ください。

■在留支援相談窓口「FRAT」相談予約専用

TEL 0570-052259 (部署番号 140#) ※対面の相談予約専用

平日 9:00～17:45 日本語のみ (予約後は通訳の手配が可能です。)

DV相談窓口

■愛知県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）

TEL 052-962-2527

・電話相談

月～金 9:00～21:00 土・日 9:00～16:00 日本語のみ

・面接相談（予約制）

火～日 9:00～17:00 日本語のみ

※ 水は 20:30 まで

一般・生活相談窓口

■(公財)愛知県国際交流協会 TEL 052-961-7902

月～土 10:00～18:00

休み：日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

言語：ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語/タガログ語、ネパール語、タイ語、韓国語、インドネシア語、ミャンマー語、ロシア語、ウクライナ語（月・木）、日本語

■(公財)名古屋国際センター TEL 052-581-0100

火～日 9:00～19:00 英語、日本語

火～日 10:00～12:00 13:00～17:00 ポルトガル語、スペイン語

火～金 13:00～17:00、土・日 10:00～12:00、13:00～17:00 中国語

木・土・日 13:00～17:00 韓国語

木・土・日 13:00～17:00 フィリピン語/タガログ語

水・土・日 13:00～17:00 ベトナム語

水・日 13:00～17:00 ネパール語